

平成25年度 君津郡市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2第3項及び君津郡市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、平成25年度における人事行政の運営の状況及び公平委員会の業務の状況を次のとおり公表します。

I 人事行政の運営の状況

1 職員の任用の状況等

(1) 部局別職員数 (単位：人)

区分	管理者	教育委員会	議会	計
職員数	36	2	1	39

(注) 1 平成26年3月末現在のものです。

(注) 2 管理者の事務局は総務課、企画課、天羽養護老人ホーム、心身障害児通園施設、会計係

(2) 採用者数 (単位：人)

区分	管理者	教育委員会	議会	計
採用者数	5			5

(3) 退職者数 (単位：人)

区分	管理者	教育委員会	議会	計
定年	3			3
定年以外	3			3
計	6			6

(4) 職位別昇任者数 (単位：人)

区分	管理者	教育委員会	議会	計
局長級				
次長級				
課長級	1			1
課長補佐級				
係長級				
主任級				
計	1			1

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員給与費の状況 (単位：千円・人)

職員給与費				対象職員数	1人当たり給与額(年額)
給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
152,211	21,420	52,579	226,210	39	5,800

(注) 1 平成25年度決算によるものです。

(注) 2 対象職員数は、平成25年4月1日現在の職員数です。

(注) 3 1人当たり給与額(年額)は、職員給与費計÷対象職員数で算出しています。

(2) 平均給与月額(給与月額、諸手当)及び平均年齢 (単位：円)

区分	平均給与月額			平均年齢
	給料月額	諸手当	計	
一般行政職	324,877	37,076	361,953	44歳10月

(注) 1 平成25年4月1日現在の職員の状況です。

(3) 勤務時間の状況

(週38時間45分)

区分	勤務時間	休憩時間
月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	午後0時15分～午後1時15分

(注) 1 標準的なものです。

(4) 年次有給休暇の平均取得状況 (平成25年実績)

対象職員数	平均取得日数
39人	11.42日

(注) 1 平均取得日数は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

(注) 2 平成25年12月31日現在在職する職員で、平成25年中の休職者等を除いて算出しています。

(5) 育児休業の取得状況 0人

3 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の被処分者数 (単位：人)

区 分	免職	降任	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合					
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
計					

(2) 懲戒処分の被処分者数 該当者なし

4 職員のサービスの状況

地方公務員法では、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないというサービスの根本基準が示されています。また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実績 (受講者数) (単位：人)

研修所等が実施する研修		
千葉県自治 研修センター	組合共同研修	その他研修
4	8	28

(2) 勤務評定の状況

職員の職務で発揮された能力などについて、毎年評価を行っています。
平成25年度は、次の内容で実施しました。

評定期間 平成24年11月1日～平成25年10月31日

評定対象者 全職員

評定項目 指導力、責任感、判断力、職務知識、信頼性等

6 職員の福祉等の状況

(1) 職員互助会及び職員共済組合の事業概要

ア 君津広域事務局厚生事業会・通園施設美和会
地方公務員法の規定に基づき、職員の会費を原資として、職員の福利厚生を図るため、会員相互の祝い金、見舞金等の給付事業を行っています。

イ 千葉県市町村職員共済組合

- ① 長期給付（退職者に対する年金の給付など）を行っています。
- ② 育児休業手当金及び介護休業手当金の給付を行っています。
- ③ 組合員の臨時の支出に対する資金の貸付を行っています。
- ④ 短期給付（健康保険など）を行っています。

(2) 公務災害補償の状況 該当者なし

II 公平委員会の状況

1 千葉県市町村公平委員会の概要

千葉県市町村公平委員会は、地方公務員法の規定により、主に次の業務を行うために共同設置されています。

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する採決又は決定をすること。

2 千葉県市町村公平委員会の業務の状況

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（種別・件数）
実績なし
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（種別・件数）
実績なし